

社会福祉法人 広島厚生事業協会 行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図り、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間

2. 内 容

目標1 育児休業取得率100%とする。

<対策>

平成27年 4月1日 就業規則の改訂を検討する。

平成27年10月1日 就業規則の改訂を行い、該当者への周知と職員全員の研修会を行う。

目標2 取得しやすい環境作りのため、産前期間を有給休暇とする。

<対策>

平成27年 4月1日 就業規則の改訂を検討する。

平成27年10月1日 現在は産後期間56日を有給としているが、全期間を有給とする。